

令和2年4月3日

保護者の皆様へ

新宿区教育委員会

臨時休業期間の昼食提供について

日頃より、教育活動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

新宿区教育委員会では、臨時休業期間に昼食を希望する児童・生徒に学校給食に準じた昼食を提供することといたしました。

昼食をご希望される場合は、下記のように手続きを行います。なお、昼食をご希望されない場合は、「昼食申込書」提出の必要はありません。

記

【手続き等】

①「昼食申込書」に、申込日、金額、名前等をご記入ください。

②希望する方は **令和2年4月9日（木）** までに学校へ持参、ファクシミリ等によりご提出ください。

*「昼食申込書」は切り離し、提出用をご提出ください。なお、「昼食申込書」は新宿区教育委員会学校運営課のホームからもダウンロードできます。

【ご確認ください】

- ①昼食費は一食150円です。後日指定する日に平時の学校給食費と同様、口座から引き落としを行います。150円を超えた食材料費は区が負担します。
- ②提出期日までに「昼食申込書」を提出し申込みした日のみの提供となりますので、当日の申込みはできません。
- ③「昼食申込書」により申込みした日は、喫食の有無に関わらず返金できません。
- ④食物アレルギー等は、卵、乳（製品）、小麦、えび、いか、ごま（油）のみの除去となります。これ以外の除去及び代替の対応はできません。また、飲用牛乳除去による返金はありません。
- ⑤提供時間は、別途学校から連絡します。
- ⑥学校の指定する時間以外は昼食の提供はありません。

【希望する方へお願い】

- ◎登校前に検温の実施と風邪症状の確認をしてください。
(37.5度以上の発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ等)
- ◎発熱等の風邪の症状がみられる児童・生徒は、登校せず、自宅で休養させてください。
- ◎ご家庭（ご家族全員）における手洗いや咳エチケット等感染症予防を徹底してください。

（お問い合わせ） 学校運営課保健給食係 給食担当 03-5273-3098